

令和 7 年度社会福祉法人等一般監査実施方針

第 1 基本方針

令和 7 年度の社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する一般監査は、愛媛県社会福祉法人等指導監査要綱に基づくほか、次の事項を基本として実施する。

（１）指導監査の重点目標は、次に掲げるとおりとする。

- ア 良質な福祉サービスの提供
- イ 健全な法人経営の継続による福祉サービスの安定的な提供の維持
- ウ サービス提供に係る職員の処遇向上及び福祉分野における人材の育成・確保
- エ 社会福祉法人としての役割に関する評議員及び役員等の理解促進

（２）一般監査は、指導監査基準及び本方針第 2 に定める重点項目に基づき実施する。

第 2 重点項目

重点的かつ継続的に指導監査を実施すべき項目（以下「重点項目」という）を次のとおり定める。

（１）法人・施設共通

- ア 災害対策
- イ 人材の確保・育成
- ウ 現金・預金（利用者預り金を含む。）の管理
- エ 契約手続等

（２）法人

- ア 経営組織のガバナンスの強化
- イ 財務規律の強化
- ウ 事業運営の透明性の向上
- エ 地域における公益的な取組の推進
- オ 経営の健全性

（３）施設共通

- ア 感染症対策等
- イ 施設の人事管理（職員の定着、資格の取得状況等）
- ウ 事故防止対策（特に食事提供時の誤嚥防止）
- エ 防犯対策
- オ 身体拘束・虐待の防止への取組

第 3 実施計画

（１）一般監査対象法人及び施設

一般監査の対象となる法人及び施設は、別紙「令和 7 年度指導監査対象法人及び施設」のとおりとする。

（２）指導監査手法等

- ア 法人及び当該法人が経営する施設に対する指導監査は、原則として併せて行うものとする。
- イ 市が指導監査権限を有する法人が運営する施設を指導監査する場合には、市が行う指導監査と合同で実施するなど、連携した運用や情報共有に努めるもの

とする。

ウ 画一的、形式的な指導監査に陥ることなく、より実態に即した指導監査とするため、前年度決算を対象とした監査に加えて、指導監査直近時点での現金、預金、未収金等の流動資産、未払金等の流動負債、建物、土地及び備品等の固定資産並びに利用者預り金等について実査を行う。

エ 必要に応じ、対象法人の財務分析の活用による経営改善指導を行う。

オ 指導監査結果を取りまとめた指導監査年報を作成し、この年報を活用し、適切な指導監査を実施する。

カ 法人及び施設に対する指導監査の結果を踏まえて、法人及び施設の運営に関する問題点及び改善策を取りまとめ、研修会等を通じ、法人及び施設に対し周知を図るものとする。

(3) 指導監査結果の通知

ア 指導監査結果通知書は指導監査実施後概ね2か月以内（年度を超える場合は年度末を期限とする。）に取りまとめ、法人理事長又は施設設置者等宛てに送付するものとする。

イ 指摘事項は、指導監査基準により区分し、通知するものとする。

ウ 指導監査結果通知書に記載する改善報告書の提出期限は、原則として指導監査結果通知書送付日から概ね1か月とする。

別紙

令和 7 年度指導監査対象法人及び施設

区分	総数	実施予定
社会福祉法人	46	18
法 人 計	46	18
救護施設	2	0
保育所	161	161
幼保連携型認定こども園	38	38
保育所型認定こども園	22	22
児童厚生施設	37	37
児童養護施設	10	10
乳児院	2	2
母子生活支援施設	1	1
児童家庭支援センター	1	1
児童心理治療施設	1	1
里親支援センター	2	2
障害者支援施設	31	10
障害児入所施設	6	5
児童発達支援センター	10	10
特別養護老人ホーム	112	38
養護老人ホーム	20	8
軽費老人ホーム	40	14
施 設 計	496	360
合 計	542	378